

東武鉄道株式会社 ICカード乗車券取扱規則 新旧対照表 (20260520)

改 定	現 行
<p>(ICカード等の相互利用)</p> <p><b>第30条</b> 株式会社パスモが相互利用を行う以下のICカード等については、第3条第1項第1号に定めるICカード乗車券として取扱うこととし、本規定を準用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Suica」</li> <li>(2) 東京モノレール株式会社が発行する「モノレールSuica」</li> <li>(3) 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいSuica」</li> <li>(4) 北海道旅客鉄道株式会社が発行する「Kitaca」</li> <li>(5) 株式会社名古屋交通開発機構が発行する「manaカ」</li> <li>(6) 株式会社エムアイシーが発行する「manaca」</li> <li>(7) 東海旅客鉄道株式会社が発行する「TOICA」</li> <li>(8) 株式会社スルッとKANSAIが発行するICカード</li> <li>(9) 西日本旅客鉄道株式会社が発行する「ICOCA」</li> <li>(10) 福岡市交通局が発行する「はやかけん」</li> <li>(11) 株式会社ニモカが発行する「nimoca」</li> <li>(12) 九州旅客鉄道株式会社が発行する「SUGOCA」</li> </ol> <p><b>2</b> 前項で定める一部のICカード乗車券について、ICカード乗車券を処理する機器で使用できない場合がある。</p> <p><b>3</b> 第1項に定めるICカード乗車券において、この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規則および第1項に定める各ICカードを発行する事業者の規則（以下、「ICカード発行事業者規則」という。）の定めるところによる。</p> <p>付 則 この規則は、平成19年3月18日から実施する。</p> <p>(付則中略)</p> <p>付 則 この規則の改正は、<u>2026年5月20日</u>から実施する。</p>	<p>(ICカード等の相互利用)</p> <p><b>第30条</b> 株式会社パスモが相互利用を行う以下のICカード等については、第3条第1項第1号に定めるICカード乗車券として取扱うこととし、本規定を準用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Suica」(<u>Welcome Suicaを含む</u>)</li> <li>(2) 東京モノレール株式会社が発行する「モノレールSuica」</li> <li>(3) 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいSuica」</li> <li>(4) 北海道旅客鉄道株式会社が発行する「Kitaca」</li> <li>(5) 株式会社名古屋交通開発機構が発行する「manaカ」</li> <li>(6) 株式会社エムアイシーが発行する「manaca」</li> <li>(7) 東海旅客鉄道株式会社が発行する「TOICA」</li> <li>(8) 株式会社スルッとKANSAIが発行するICカード</li> <li>(9) 西日本旅客鉄道株式会社が発行する「ICOCA」</li> <li>(10) 福岡市交通局が発行する「はやかけん」</li> <li>(11) 株式会社ニモカが発行する「nimoca」</li> <li>(12) 九州旅客鉄道株式会社が発行する「SUGOCA」</li> </ol> <p><b>2</b> 前項で定める一部のICカード乗車券について、ICカード乗車券を処理する機器で使用できない場合がある。</p> <p><b>3</b> 第1項に定めるICカード乗車券において、この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規則および第1項に定める各ICカードを発行する事業者の規則（以下、「ICカード発行事業者規則」という。）の定めるところによる。</p> <p>付 則 この規則は、平成19年3月18日から実施する。</p> <p>(付則中略)</p> <p>付 則 この規則の改正は、2026年3月14日から実施する。</p>